

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の一部改正および中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第58号）による中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 大気汚染防止法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第66条関係）
- (2) 中小企業等経営強化法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（付則第8条関係）
- (3) (1)は大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）の施行の日から、(2)はこの条例の公布の日または中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行することとします。

滋賀県税条例新旧対照表

旧	新
第1条から第65条まで 省略 (環境性能割の税率) 第66条 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項および第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。 (1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号） <u>第2条第16項</u> に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第7項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）を除く。次項第1号において同じ。） アからオまで 省略 (2)および(3) 省略 2から4まで 省略	第1条から第65条まで 省略 (環境性能割の税率) 第66条 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項および第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。 (1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号） <u>第2条第17項</u> に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第7項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）を除く。次項第1号において同じ。） アからオまで 省略 (2)および(3) 省略 2から4まで 省略
第67条から第150条まで 省略 付 則 第1条から第7条の4まで 省略	第67条から第150条まで 省略 付 則 第1条から第7条の4まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2から13まで 省略

14 租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第20条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第19条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第12項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第23項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

以下省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2から13まで 省略

14 租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第18条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第17条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第11項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第23項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

以下省略